

●一世帯2袋(45ℓまで無料) 他市の袋は使用不可
 ●透明もしくは白色半透明の中身の見える袋を使用してください。
 (段ボールなどに入れてのごみ出しはしないでください。収集しない場合があります。)

令和8年度ごみ収集日程表

| 地域 | もえないごみ (2か月に1回・偶数月) | | もえる大きなごみ (2か月に1回・奇数月) | | 資源ごみ (毎月1回) |
|---------------------|----------------------|---------------------|-----------------------|---------------------|-------------|
| | もえるごみ (毎週2回) | 4月 6月 8月 10月 12月 2月 | 5月 7月 9月 11月 1月 3月 | 4月 6月 8月 10月 12月 2月 | |
| ア 行 | 飛鳥 | 水・土 | 第4月 | 第4月 | 第4火 |
| | 伊賀番地(天仁病院付近) | 火・金 | 第3木 | 第3木 | 第1木 |
| | 伊賀1~4丁目 | 火・金 | 第3水 | 第3水 | 第1水 |
| | 伊賀5・6丁目(東団地含む) | 火・金 | 第4水 | 第4水 | 第2水 |
| | 碓井1~3丁目(3丁目石川沿いを除く) | 月・木 | 第1土 | 第1土 | 第1金 |
| | 碓井4丁目・3丁目石川沿い | 月・木 | 第2土 | 第2土 | 第2金 |
| | 恵我之荘1・2丁目 | 火・金 | 第2水 | 第2水 | 第3水 |
| | 恵我之荘3~5丁目 | 月・木 | 第2金 | 第2金 | 第4火 |
| | 恵我之荘6丁目 | 月・木 | 第1水 | 第1水 | 第4火 |
| 大黒 | 水・土 | 第3月 | 第3月 | 第3火 | |
| カ 行 | 檜山(東除川から東側) | 火・金 | 第3木 | 第3木 | 第1木 |
| | 檜山(東除川から西側) | 水・土 | 第1火 | 第1火 | 第4月 |
| | 軽里1~3丁目(3丁目一部除く) | 火・金 | 第2水 | 第2水 | 第2月 |
| | 軽里3丁目一部 | 月・木 | 第2金 | 第2金 | 第3火 |
| | 川向 | 水・土 | 第4月 | 第4月 | 第4火 |
| | 河原城(東除川から東側) | 水・土 | 第3木 | 第3木 | 第1木 |
| | 河原城(東除川から西側) | 水・土 | 第1金 | 第1金 | 第3金 |
| | 学園前1~6丁目 | 水・土 | 第3月 | 第3月 | 第1月 |
| | 蔵之内 | 水・土 | 第3木 | 第3木 | 第4月 |
| | 郡戸 | 水・土 | 第1金 | 第1金 | 第3金 |
| | 駒ヶ谷 | 水・土 | 第3月 | 第3月 | 第4金 |
| | 誉田1丁目 | 月・木 | 第1土 | 第1土 | 第1金 |
| | 誉田2丁目 | 月・木 | 第3水 | 第3水 | 第4金 |
| | 誉田3丁目1番・11~25番 | 月・木 | 第2火 | 第2火 | 第4水 |
| | 誉田3丁目2~10番 | 月・木 | 第1火 | 第1火 | 第4火 |
| | 誉田5・6丁目(旧170号線沿い除く) | 月・木 | 第1金 | 第1金 | 第2土 |
| 誉田6丁目旧170号線沿い・誉田7丁目 | 月・木 | 第3水 | 第3水 | 第4金 | |
| サ 行 | 栄町(ローレルコート古市含む) | 火・金 | 第1水 | 第1水 | 第1月 |
| | 島泉1・2丁目 | 火・金 | 第1土 | 第1土 | 第3水 |
| | 島泉3・4丁目 | 火・金 | 第1月 | 第1月 | 第3月 |
| | 島泉5丁目 | 火・金 | 第2月 | 第2月 | 第3月 |
| | 島泉6・7丁目 | 火・金 | 第2木 | 第2木 | 第3木 |
| | 島泉8丁目 | 火・金 | 第1月 | 第1月 | 第3木 |
| | 島泉9丁目 | 火・金 | 第1土 | 第1土 | 第3木 |
| | 尺度 | 水・土 | 第3木 | 第3木 | 第4月 |
| 翠鳥園 | 火・金 | 第2水 | 第2水 | 第2月 | |
| タ 行 | 高鷲1~3丁目(春日丘公園除く) | 月・木 | 第3火 | 第3火 | 第1火 |
| | 高鷲4~6丁目、高鷲3丁目の春日丘公園 | 月・木 | 第3金 | 第3金 | 第1金 |
| | 高鷲7・8丁目(7丁目一部除く) | 月・木 | 第4火 | 第4火 | 第2火 |
| | 高鷲9・10丁目(10丁目一部除く) | 月・木 | 第4金 | 第4金 | 第2金 |
| | 壺井、通法寺(石川から東側) | 水・土 | 第3月 | 第3月 | 第3火 |
| | 壺井、通法寺(石川から西側の水守付近) | 火・金 | 第2土 | 第2土 | 第2木 |
| ナ 行 | 壺井、通法寺(石川から西側の市境界付近) | 火・金 | 第3土 | 第3土 | 第3木 |
| | 西浦番地(水守・近鉄線から東側) | 火・金 | 第2土 | 第2土 | 第2木 |
| | 西浦番地(新町・近鉄線から西側) | 水・土 | 第3木 | 第3木 | 第4月 |
| | 西浦1・2丁目 | 月・木 | 第2金 | 第2金 | 第3火 |
| | 西浦3・4丁目 | 水・土 | 第2木 | 第2木 | 第3月 |
| | 西浦5・6丁目 | 水・土 | 第3金 | 第3金 | 第4木 |
| | 野(府道堺・羽曳野線から南側) | 水・土 | 第1火 | 第1火 | 第4月 |
| | 野(府道堺・羽曳野線から北側) | 水・土 | 第2火 | 第2火 | 第4月 |
| | 野々上1・2・5丁目 | 火・金 | 第3土 | 第3土 | 第1土 |
| | 野々上3・4丁目 | 火・金 | 第4土 | 第4土 | 第2土 |
| ハ 行 | 白鳥1丁目 | 火・金 | 第1水 | 第1水 | 第1月 |
| | 白鳥2・3丁目 | 火・金 | 第1木 | 第1木 | 第1土 |
| | 植生野(天仁病院付近) | 火・金 | 第3木 | 第3木 | 第1木 |

※収集時間は、ごみの量、天候、交通事情により前後します。

| 地域 | もえないごみ (2か月に1回・偶数月) | | もえる大きなごみ (2か月に1回・奇数月) | | 資源ごみ (毎月1回) | |
|------------------------------|-----------------------|---------------------|-----------------------|---------------------|-------------|-----|
| | もえるごみ (毎週2回) | 4月 6月 8月 10月 12月 2月 | 5月 7月 9月 11月 1月 3月 | 4月 6月 8月 10月 12月 2月 | | |
| 八 行 | 羽曳が丘1~10丁目、羽曳が丘西1~5丁目 | 火・金 | 第4月 | 第4月 | 第2月 | |
| | 羽曳が丘西6・7丁目、植生野 | 水・土 | 第3木 | 第3木 | 第1木 | |
| | はびきの1~4丁目 | 水・土 | 第4月 | 第4月 | 第2月 | |
| | はびきの5~7丁目 | 水・土 | 第4木 | 第4木 | 第2木 | |
| | 東阪田(近鉄線から東側) | 火・金 | 第4土 | 第4土 | 第4木 | |
| | 東阪田(近鉄線から西側) | 水・土 | 第3木 | 第3木 | 第4月 | |
| | 広瀬 | 火・金 | 第3土 | 第3土 | 第3木 | |
| | 古市番地 | 火・金 | 第2土 | 第2土 | 第2木 | |
| | 古市番地(水守) | 火・金 | 第2土 | 第2土 | 第2木 | |
| | 古市番地(龍王寺) | 水・土 | 第3月 | 第3月 | 第3火 | |
| | 古市府営住宅 | 水・土 | 第1月 | 第1月 | 第1火 | |
| | 古市1~3丁目 | 月・木 | 第1水 | 第1水 | 第3金 | |
| | 古市4丁目1~5番 | 月・木 | 第1土 | 第1土 | 第1金 | |
| | 古市4丁目6~11番 | 月・木 | 第2土 | 第2土 | 第2金 | |
| | 古市5丁目 | 月・木 | 第1土 | 第1土 | 第1水 | |
| | 古市6丁目1~20番 | 火・金 | 第2月 | 第2月 | 第2水 | |
| | 古市6丁目21~27番 | 火・金 | 第3土 | 第3土 | 第3水 | |
| | 古市7丁目 | 火・金 | 第4月 | 第4月 | 第4水 | |
| | マ 行 | 南恵我之荘1丁目 | 月・木 | 第1水 | 第1水 | 第3火 |
| | | 南恵我之荘2丁目 | 水・土 | 第2火 | 第2火 | 第3火 |
| 南恵我之荘3・4丁目 | | 水・土 | 第1木 | 第1木 | 第3火 | |
| 南恵我之荘5~8丁目 | | 月・木 | 第2土 | 第2土 | 第3土 | |
| 南古市1丁目 | | 火・金 | 第1木 | 第1木 | 第3木 | |
| 南古市2・3丁目(古市府営住宅除く) | | 水・土 | 第2月 | 第2月 | 第2火 | |
| 向野番地(天仁病院付近) | | 火・金 | 第3木 | 第3木 | 第1木 | |
| 向野番地、西団地 | | 水・土 | 第1木 | 第1木 | 第3月 | |
| 向野1~3丁目、北・中・南団地、高鷲7丁目、10丁目一部 | | 火・金 | 第4水 | 第4水 | 第2水 | |
| 桃山台1~4丁目 | | 水・土 | 第3月 | 第3月 | 第1月 | |

し尿・ごみ収集手数料

| 種類 | | 料金 | | |
|-----------------------------------|---|---|---|------------|
| ごみ | 臨時家庭ごみ収集・処分手数料(※裏面も参照) ※一般家庭から出される臨時や多量の一般廃棄物 ※スプリングマットレスは別途処分料がかかります。 | 1㎡につき 800円 | | |
| | 営業用ごみ収集運搬手数料(指定袋による) ※商店や事業所から出される事業系一般廃棄物 | 指定袋(45ℓ)1袋につき 130円(税別) | | |
| | 営業用ごみ処分手数料 ※商店や事業所から出される事業系一般廃棄物 注)別途、許可業者への収集契約が必要。 | 指定袋(45ℓ)1袋につき 60円 指定袋に入らない場合 1tにつき 10,000円 | | |
| その他廃棄物 | 犬・猫等の死体 市役所が引取に伺う場合 1匹につき 1,500円 市役所に持参する場合 1匹につき 1,000円 (※生ごみなどその他のごみと一緒に火葬することとなります。) 柏羽藤クリーンセンターの動物専用炉を利用する場合 6,000円 ※詳細は羽曳野市HPを確認されるか、環境保全課にお問い合わせください。 | | | |
| し尿 | 普通手数料(月額) | 普通汲み取り便槽 | 1人につき 220円 | |
| | | 無臭式汲み取り便槽 | 500円+ 1人につき 220円 | |
| | | 簡易水洗式汲み取り便槽 | 350円+ 1人につき 350円 | |
| | 特殊手数料(普通手数料に加算) | 従量制 | 人員制により難しい一般家庭及び一般家庭以外 | 10ℓにつき 60円 |
| | | 著しく困難を伴う汲み取り作業が必要な場合 | 普通汲み取り便槽 | 250円 |
| | | | 無臭式汲み取り便槽 | 500円 |
| 臨時手数料 | 2個以上便槽がある場合(1便槽増すごとに) | 簡易水洗式汲み取り便槽 | 350円 | |
| | | 臨時汲み取り作業(1回につき) | 一般家庭 4,000円 一般家庭以外 1,500円+ 10ℓにつき 60円 | |
| 公共下水道使用に伴う便槽の廃止のための汲み取り作業(1便槽につき) | | 5,000円 | | |